

合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律

# クリーンウッド法運用実務研修会 2018

## (概要報告)

1. 日 時 : 平成30年3月2日(金) 14:00~16:00
2. 会 場 : 静岡県男女共同参画センター  
あざれあ 2階 大会議室
3. 目 的 : クリーンウッド法の施行にいたる経緯の理解と今後の対応について考える
4. 参加者 : 約90名
5. 内 容 : 開会挨拶 静岡県木材協同組合連合会 滝浪龍司 会長

- 研修会 : 主題/ CW法 どう向き合う?木材業界  
講師/ 一般社団法人全国木材組合連合会 森田一行 常務理事

### ① 違法伐採とは何か?

マレーシア、ベトナム等の過去の状況と現状が紹介され、1990年代の温暖化問題が注目された際に、森林の違法伐採問題があげられた旨説明された。さらに、違法伐採の定義、考え方が概説された。

### ② 我が国における経過

国際的に違法伐採に対する最善の方法が検討される中、日本においては林野庁により、ガイドラインが策定された旨説明された。

また、対象とする木材・木材製品について合法性を要件とする「グリーン購入法」の施行等により、行政における調達が進められ、合法証明を発行する際に社会的な責任が生じるようになった旨説明された。

さらに、オリンピックに関し、単なるスポーツの祭典ではなく、準備、運営等を通じて、使用する物、サービス等持続可能な社会を目指していくモデルとなる事を目標としている旨説明された。そのため、世界中にPRする場と考えられており、納材の際は合法性の証明及び確認は厳格に行う必要があると説明された。

### ③ クリーンウッド法制定の経緯とねらい

海外の木材関連等の法律を踏まえ、クリーンウッド法制定の経緯について概説された。また、クリーンウッド法のねらいとして、流通、利用する合法伐採木材を増やす事とし、各事業者がデューデリジェンス(しかるべき注意義務)を行う必要がある旨説明された。

さらに、資料に沿って、対象物品、木材関連事業者の範囲、合法性の確認方法等説明され、合法性の「確認」をキーワードとするため、確認行為の始まりである素材生産業者は木材関連事業者に含まれない事があげられた。

### ④ これから何をしなければならないのか?

合法性の確認について、現状の合法木材制度に沿って行えば問題がない旨説明された。さらに、木材関連事業者の登録について、工務店等までの関連事業者の登録が必要である旨説明された。ただし、登録は、周りの状況をみてからでも遅くはないとした。

最後に、登録する事業の範囲、登録までの流れとして、(公社)日本合板検査会の資料に沿って説明された。手数料については、登録機関、事業所の規模等によって異なるため、事前に相談することが賢明とした。



# 合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律 クリーンウッド法運用実務研修会 2018

